

御代田町国土強靱化地域計画の概要

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

- 平成 25 年 12 月：国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行
- 平成 26 年 6 月：国が「国土強靱化基本計画」を閣議決定
- 平成 29 年 3 月：長野県が「第 1 期長野県強靱化計画」を策定
- 平成 30 年 3 月：長野県が「第 2 期長野県強靱化計画」として改定

- 国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指すため、御代田町の強靱化に関する指針となる御代田町国土強靱化地域計画を策定

2 計画の性格

- 国土強靱化基本法の規定に基づき、強靱化の観点から御代田町における様々な分野の計画等の指針となる。

3 計画の目的

- 行政のみならず町民や企業等も一体となって事前の備えをすることにより、社会全体が災害に強くなること、すなわち「強靱化」を意識することが必要
- 御代田町国土強靱化地域計画は、過去に発生した多くの災害の教訓を踏まえ、「行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守る」ことが目的

4 計画期間

- 計画期間は、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間

5 各種施策の推進と進捗管理

- 計画は毎年度、それぞれの施策について、進捗管理をするとともに、PDCAサイクルにより、必要に応じて見直しを図る。

第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

- (1) 地震災害 (2) 土砂災害・水害 (3) 火山噴火災害 (4) 大雪災害 (5) 複合災害

2 総合目標、基本目標

○総合目標 多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり

○7つの基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した人々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る

国の基本計画と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の目標を準用し、設定

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

国及び県の脆弱性評価を参考に以下の手順で評価を実施

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

- ① 御代田町における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定
- ② ①に対する御代田町の施策の洗い出し（関連施策）
- ③ ②について現状・問題点を整理（脆弱性評価）
- ④ ③に対する施策等を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 国土強靱化基本法では、脆弱性評価を起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしており、基本目標や想定するリスク等を踏まえ、御代田町における32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を長野県強靱化計画に基づき設定

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策、推進方針を記載

基本目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、施策一覧（裏面参照）

別表

- KPI（数値目標）一覧、個別の事業一覧（御代田町強靱化地域計画に基づく主な事業）を掲載

基本目標・リスクシナリオ・関連施策一覧

基本目標		起きてはならない最悪の事態【リスクシナリオ】		関連施策
1	人命の保護が最大限図られること	1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	無電柱化による人的被害の防止、住宅の耐震化、都市環境の整備
		2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	保育施設の耐震化、学校施設の耐震化、複合文化施設まなびの館の耐震化等、社会体育施設の建て替え等、公営住宅の管理
		3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	治水対策、水防災意識社会の再構築、
		4	土石流、がけ崩れ等の土砂災害による死傷者の発生	土砂災害対策の推進、森林の荒廃対策の推進
		5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	火山防災対策の推進
		6	避難指示の判断の遅れや、情報伝達しゅだんの不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	観光地の災害予防計画、避難指示等の情報伝達体制の推進、防災教育の推進、火山防災対策の推進、要配慮者利用施設対策の推進、聴覚障がい者の避難・情報伝達、避難行動要支援者対策の推進
2	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動がされること	1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	水、食料等の不足対策の推進、道路の落石危険箇所整備の推進、緊急輸送路整備の推進、大雪による孤立対策の推進
		2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	自主防災組織の充実強化、消防団の活性化
		3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	エネルギー供給体制の整備
		4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	災害医療活動指針・地域災害医療活動マニュアルの整備、災害急性期に対応する体制の整備、医療通訳の整備推進
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時における感染予防対策マニュアル
3	必要不可欠な行政機能、情報通信環境は確保すること	1	信号機の停止等による交通事故の多発	交通安全対策の実施
		2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	他市町村への支援、災害拠点施設の耐震化等、町の業務継続計画、長野県防災行政無線の適切な運用、町防災行政無線の適切な運用、受援体制の整備、賦課・徴収業務の継続、税に関する各種証明等の発行業務の継続
		3	停電、通信施設の倒壊による情報通信機能の麻痺・長期停止	電話機能の対策促進
		4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	観光地の災害予防計画、災害情報の入手先、テレビ・ラジオ放送による情報提供の推進
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	電力の対策推進、省エネルギー・自然エネルギーの推進
		2	上水道等の長期間にわたる供給停止	町の水道事業の強化、上水道・用水供給の体制整備
		3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	BCP計画の策定、汚水処理施設等の改築等
		4	地域交通ネットワークが分断する事態	道路ネットワークの整備、農道・林道の整備、危険木の事前伐採
5	流通・経済活動を停滞させないこと	1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	企業防災に関する計画
		2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	道路の代替性の確保、道路の維持管理、除雪期の安全で円滑な道路交通の確保、鉄道の対策推進
		3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	基幹的農業水利施設、備蓄・物資の供給
6	二次的な被害を発生させないこと	1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	緊急対応の推進、土石流等による二次災害発生対策の推進
		2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池管理体制の強化、ため池の豪雨対策、ため池の耐震対策
		3	有害物質の大規模拡散・流出	有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施
		4	農地・森林等の荒廃	農地・農業水利施設等、森林(治山事業の要望)、松くい虫被害の防止、有害鳥獣被害の防止
		5	観光や地域農産物に対する風評被害	被災した観光地の復興、風評被害対策の推進
		6	避難所等における環境の悪化	避難者の健康状態の把握、避難所の対策推進、要配慮者の受入体制の推進
7	被災した人々の日常生活が迅速に戻る	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画の策定等
		2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開等の対策推進
		3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	被災者生活支援金による迅速な支援、地籍調査の推進
		4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織による地域防災力の向上